

# 湖西市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成制度について

低所得の妊婦の方が、妊娠判定のために初めて産科医療機関を受診した際に要した費用について、自己負担分の一部又は全部を助成します。

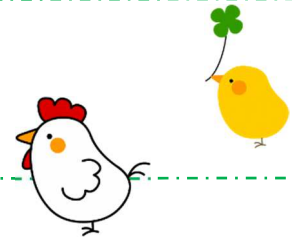
## 助成対象者

以下の①～④すべてに該当する方

- ① 妊娠判定のための初回産科受診日に市内に住所を有する方
- ② 以下のいずれかに該当する方
  - (ア) 市民税非課税世帯又はこれと同等の所得状況にあると認められる世帯に属する方
  - (イ) 本人に所得がなくかつ同一世帯に属する方からの経済的援助が受けられない方
- ③ 市が世帯及び本人の課税状況を調べることに同意する方
- ④ 医療機関等の関係機関との情報共有に同意する方

## 助成対象費用

産科医療機関等において実施する初回の妊娠判定に要する費用  
※妊婦健診に係る費用や保険診療における自己負担分は対象外です。



## 助成額

上限 10,000 円(1 回の妊娠につき 1 回限り)  
※助成上限額と実際にかかった自費分の費用を比較して、低い金額が助成額となります。

## 申請方法・受診の流れ

### ●市立湖西病院を受診する場合

市立湖西病院が申請者にかわり、助成対象となる費用について市へ請求しますので、上限額を超えない範囲であれば、窓口で負担する費用はありません。

①事前に窓口にて申請する。

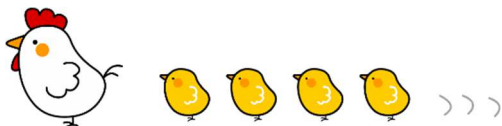
#### 【持ち物】

- ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)
- ・(申請する年の 1 月 1 日以降転入の場合)任意の月の収入(1 か月分)を証明するもの(給与明細等)

#### 【提出書類】

- ・低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券交付申請書  
※申請書は窓口にも備えてあります。

②市から発行された「低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券兼結果報告書」を持参し、市立湖西病院を受診する。



裏面へ⇒

## ●市立湖西病院以外を受診する場合

助成対象となる費用について、産科医療機関等へ実費を支払い、後日、対象者が市へ申請及び請求することで、償還払いにより助成します。償還払いによる助成の申請期限は、産科医療機関等を受診した日から3か月以内です。

①産科医療機関等で初回の妊娠判定を受ける。

②市の窓口へ「申請に必要な書類」を提出し、申請する。

### 【申請に必要な書類】

- ・受診した医療機関が発行した領収書及び明細書の原本  
(受診者名、診療年月日、医療機関名、かかった費用がわかるもの)
- ・受診結果がわかるもの(妊娠の有無や週数等)
- ・低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付申請書兼請求書  
※申請書は窓口にも備えてあります。
- ・申請者の振込先口座がわかるのもの(銀行の通帳やキャッシュカード等)
- ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)
- ・(申請する年の1月1日以降転入の場合)任意の月の収入(1か月分)を証明するもの(給与明細等)

③市から助成金が支払われる。



### 問い合わせ先

湖西市こども未来課子育て応援係

湖西市古見 1044 番地 (湖西市健康福祉センターおぼと)

TEL:053-576-4794 FAX:053-576-1220

e-mail:ouen@city.kosai.lg.jp